

# たがわ

(洗心書道会長 佐藤法龍氏 筆)

第127号  
2017.8



筑豊炭坑絵巻 山本作兵衛

©YAMAMOTO FAMILY 田川市石炭・歴史博物館所蔵

## 消費税期限内納付

法人会 一声運動

発行者  
(公社)田川法人会  
広報委員長  
鶴田達哉

田川市中央町3番75号  
TEL (0947) 45-8005  
FAX (0947) 45-8105  
e-mail t-foujin@fancy.ocn.ne.jp  
URL http://t-houjin.jp/

印刷所 (有)相良印刷所

## 目次

表紙 筑豊炭坑絵巻 山本作兵衛	
平成二十九年第五回定時総会	二頁
平成二十九年年度	
青年部会・女性部会報告会	二頁
就任のごあいさつ	
(公社) 田川法人会 会長 中畑正人	三頁
退任のごあいさつ (公社) 田川法人会 常任相談役 菅原 潔	三頁
着任のごあいさつ 田川税務署長 中村昌彦	四頁
税務署新任幹部の素顔	四頁
税務署人事異動・税務署からのお知らせ	五頁
税務署からのお知らせ	六頁
事業のお知らせ	七・八頁
事業報告	八・九・十頁
企業紹介	十一頁
広告	十二頁

平成29年度  
第5回  
定時総会



平成29年5月24日(水)、香春町民センターにて、川崎税務署長をはじめ多くのご来賓をお迎えし、開催しました。総会では菅原会長が議長となつて議事に入り、平成28年度決算報告、役員選任案について審議・承認され、平成28年度事業報告、平成29年度事業計画・収支予算について報告がありました。

また、全法連・県連功労者表彰の伝達、大型保障制度加入運動表彰が行われました。

平成29年度  
青年部会・  
女性部会報告会

青年部会・女性部会合同報告会を、5月24日(水)香春町民センターにて開催しました。平成28年度事業報告、支出報告、平成29年度事業計画についての報告があり、役員選任案について審議・承認されました。終了後、法人会定時総会・懇親会に出席しました。



役員名簿 (平成29年5月24日現在)

○法人会 役員数 49名

会長…1名 副会長…6名 専務理事…1名 常任理事…10名 理事…29名 監事…2名

会長	中 畑 正 人	常任理事	梶 原 義 勝	理 事	津 島 潔	理 事	重 松 康 信
副 会 長	中 島 良 一	"	市 岡 敏 生	"	徳 野 康 博	"	杉 原 悦 子
"	中 里 大 作	"	加 納 仁 志	"	小 川 浩 一	"	中 英 治
"	中 村 優	"	桑 野 秀 幸	"	鬼 丸 昌 広	"	菅 原 和 人
"	星 野 宗 広	"	柏 木 正 國	"	西 本 泰 博	"	谷 口 耕 史
"	崎 山 京	理 事	野 田 大 介	"	澤 村 清 太 郎	"	中 村 健
"	田 中 睦 久	"	野 田 重 美	"	土 橋 敏 也	"	永 原 讓 太 郎
専務理事	二 宮 達 夫	"	井 上 忠 俊	"	山 崎 照 幸	"	花 村 究
常任理事	清 水 洋 一	"	浦 野 義 弘	"	米 丸 明 秀	監 事	是 澤 知 宏
"	中 島 雄 二	"	真 鍋 糸	"	嘉 久 遥 一 郎	"	竹 下 由 美 子
"	江 藤 忠 典	"	熊 木 秀 一	"	金 子 泰 久		
"	中 島 正 光	"	香 月 正 美	"	河 井 満		
"	鶴 田 達 哉	"	中 野 泰	"	北 代 淳 子		

○青年部会 役員数 15名

部会長…1名 副部会長…3名 運営専務…1名 理事…8名 顧問…2名

部会長	永 原 讓 太 郎	運営専務	江 藤 健 一 郎	理 事	最 所 豊	理 事	菅 原 和 人
副部会長	吉 田 伸 也	理 事	尾 崎 行 人	"	杉 原 章 雄	顧 問	鬼 丸 昌 広
"	香 月 太 郎	"	沖 本 雄 紀	"	今 村 寿 人	"	澤 村 清 太 郎
"	前 田 孝 治	"	浦 田 宏	"	末 次 卓 也		

○女性部会 役員数 10名

部会長…1名 副部会長…2名 理事…6名 常任相談役…1名

部会長	真 鍋 糸	理 事	荒 木 光 子	理 事	杉 原 悦 子	常任相談役	渡 辺 惠 美 子
副部会長	北 代 淳 子	"	中 島 ミツ子	"	成 定 征 子		
"	竹 下 由 美 子	"	橋 本 ツネミ	"	浦 野 多 恵 子		

7月の九州北部豪雨で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。  
また、被害に遭われた方々へお見舞い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

# 就任のごあいさつ



公益社団法人

田川法人会 会長

## 中 畑 正 人

本年 5 月 24 日に開催されました通常総会に於いて会長に選任されました中畑でございます。

歴史と伝統ある田川法人会の会長という大役を拝命し、その責任の重大さを痛感いたしております。諸先輩方が築き、育てられた田川法人会の更なる発展を遂げられますよう誠心誠意、全力を尽くして取り組んで参りますので皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、田川法人会は昭和 45 年に設立されました。その間、昭和 56 年には全国に先駆けて社団化を実現し、平成 25 年には公益社団化の認定を受けました。現在、公益社団法人田川法人会として公益性の高い事業を活

発に行っております。又、組織の拡充と会員増強活動において加入率 88・3% (平成 28 年末現在) は、全国 441 単位法人会の中で第 2 位という実績であります。これは田川法人会の

歴代の役員の方々の努力と会員すべての皆様の意識と活動の成果だと思っております。今後も会員の皆様と共に「よき経営者をめざすもの団体」として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展と田川地域の活性化に貢献して参ります。

最後にになりましたが、会員各位の法人会事業への積極的参加をお願い申し上げます。就任の挨拶と致します。

# 退任のごあいさつ



公益社団法人

田川法人会 常任相談役

菅 原 潔 (第 7 代会長)

公益社団法人田川法人会会長として 6 期 (12 年)

にわたって、その任務を果たせたのも、役員の方々と会員の皆様方のご協力があったることと感謝いたしております。適正な納税意識の高揚と地域社会の貢献事業への積極的な参加、そして何よりも、組織の拡大運動に重点を置いた税務署と各企業の触れ合いは、楽しい思い出となりました。

歴代の税務署長様、総務課長様、法人統括様との接点は、私の人間形成において深く強く影響を受けました。法人としての品格と、凛とした誇りを感じしました。

会長職を退いても、今までと同様に地域社会の発展の為、一層の努力を積み重ねたいと思っております。今後とも宜しくお願ひ致します。新体制についても、ご協力お願い致します。ありがとうございます。

# 着任のごあいさつ



田川税務署長

中村 昌彦

この度の定期人事異動で田川税務署長を拝命しました中村でございます。

公益社団法人田川法人会の会員の皆様には、日ごろから、税知識の普及や納税意識の高揚に努められるなど、税務行政につきましても、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、田川署での勤務は初めてですが、豊かな自然と人情味にあふれ、長い歴史に育まれた文化と伝統ある当地で勤務する機会に恵まれましたことを大変光栄に思っております。

はじめに、「平成29年7月九州北部豪雨」は、各地に甚大な被害をもたらしました。

被災された方々に心からお見舞い申し上げます。国税当局といたしましては、被害を受けた場合の税務上の取扱い等について広く周知するとともに、寄せられたご相談に適切に対応してまいります。

さて、田川法人会におかれましては、昭和45年の創立以来、「よき経営者を指すものの団体」として、会員の自己啓発を支援するための各種研修会や小学生を対象とした租税教室の開催など、様々な活動を活発に展開され、納税道義の高揚と企業経営及び地域社会の健全な発展に多大な貢献をしております。

また、組織の強化と会員の増強に熱心に取り組みされた結果、昭和56年には全国に先駆けて社団化を実現し、組織率は常に全国トップクラスを維持される中、平成25年3月には公益社団法人田川法人会として、公益性の高い活動を積極的に展開されております。

これもひとえに中畑会長様をはじめ、歴代の役員並びに会員の皆様の並々ならぬ御尽力の賜と深く敬意を表する次第でございます。

ところで、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納

税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。

この使命を果たすため、納税者サービスの充実を努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めていくことを基本的な考え方として、一層の努力を重ねてまいります。

御承知のとおり、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度が、平成31年10月に実施されることとされています。

国税当局といたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様や制度の内容を十分に理解していただけるよう、田川法人会をはじめとする関係民間団体の皆様と緊密に連携を図りながら、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいります。

どうか会員の皆様におかれましては、このような税務行政の取組について一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人田川法人会の益々の御発展と、会員の皆様への御健康並びに企業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 田川税務署 新任幹部の素顔

管理運営・徴収部門  
統括国税徴収官  
川崎 佳典



この度の定期人事異動で、福岡国税局徴収部管理運営課から参りました川崎でございます。

田川税務署での勤務は初めてでございますが、当地は豊かな自然に恵ま

個人課税部門  
統括国税調査官  
松山 孝



この度の定期人事異動で、博多税務署から参りました松山でございます。

田川税務署の勤務は初めてですが、当地は風光

れた歴史と伝統のある地域であることから、この地で勤務できることを大変嬉しく思っております。

さて、管理運営・徴収部門では、期限内の納税の確保と滞納の圧縮に努めているところでございます。

ですが、これらの実現にあたりましては関係民間団体の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。

皆様には、今後とも税務行政に対しまして御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

明媚で、人情味あふれる地と何っております。

この地で勤務できることを大変うれしく思っております。

さて、個人課税部門では、従来どおりe-ITAの更なる普及が大きな目標の一つとなっております。

この目標の達成には、関係民間団体の皆様との御理解と御協力が不可欠であると考えております。

前任者同様、よろしくお願いたします。

署 川崎 廣次	管理運営・徴収 統括官 百衣 みゆき	管理運営・徴収 統括官 岩男 光昭	管理運営・徴収 統括官 岩久 菊浩	個人課税 統括官 岩久 菊浩	個人課税 統括官 撰田 善成	個人課税 統括官 藤井 正博	個人課税 統括官 藤島 悦洋	法人課税 統括官 中野 やよい
署 中村 昌彦	総務係員 白石 絵梨佳	管理運営・徴収 統括官 川崎 佳典	管理運営・徴収 統括官 緒林 勢夫	管理運営・徴収 統括官 福原 大祐	管理運営・徴収 事務官 江口 徹	個人課税 統括官 松山 孝	個人課税 統括官 藤岡 久継	個人課税 統括官 林健 司

お世話になりました

よろしく  
お願ひします

平成29年度の定期人事異動で  
田川税務署職員が替わりました。

## 平成31年 10月1日～消費税の軽減税率制度が実施されます

### 《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

### 《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援<sup>(注)</sup>  
 ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>  
**専用ダイヤル** 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備  
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

## 企業の税務コンプライアンス向上のために 自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「出入金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



国税庁後援

「自主点検チェックシート・ガイドブック」入手方法について

※田川法人会の各種研修会等で配布予定です。

※田川法人会ホームページ  
<http://t-houjin.jp/>  
全法連ホームページ  
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>  
からダウンロードできます。

## 【7月5日からの豪雨により被害を受けられた皆様へ】

7月5日からの豪雨により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。  
この度の豪雨により被害を受けた場合には、以下のような税務上の取扱いがあります。  
詳しい内容については、各項目をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

期限までに申告や納付ができないときはどうすればいいですか？



### 申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

#### 申告などの期限の延長

- 災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。
  - これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。
- ① 地域指定  
災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいことになります。
- ② 個別指定  
所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長できます。
- 届出書や申請書等の提出期限も同様に延長することができます。
  - 申告等の期限延長の申請は、期限が経過した後でも行うことができますので、災害による被害を受けた方は、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

#### 納税証明書の手数料について

災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

#### 納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

- ① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
〈イ〉損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内
〈ロ〉所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方税法・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注：〈イ〉、〈ロ〉とも災害のやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

- ② 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内

確定申告をする前に納期限が来るものはどうなりますか？



### 予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

予定納税の減額		給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など	
所得税法	1月1日～6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。	左記〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、所得金額の見積りに応じて所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 なお、左記〈イ〉、〈ロ〉に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について徴収猶予を受けることができます。 <b>〈手続〉</b> ● 徴収猶予 徴収猶予申請書を災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に提出してください(※)。 ※勤務先の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも申請書の名前は、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長としてください)。 ● 還付 還付申請書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明を受けた上で、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に提出してください。
	7月1日～10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。	
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請してください。 〈イ〉住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること 〈ロ〉その年の所得金額の見積りが1,000万円以下であること		

注：相給税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

### 優良企業見学研修

■期 日

平成29年 9月 27日(水)

■場 所 ㈱ヤクルト佐賀工場  
(神崎市)

■参加募集人員 80名

会員以外の方もご参加いただけますので、どうぞお誘いください。実施要領は、ハガキにてご案内いたします。



昨年の様子



### 税金クイズ

■平成29年11月

土曜または日曜

・TAGAWAコールマイン  
フェスティバル

・管内道の駅

青年部会・女性部会では、税に対して関心を深めて頂くよう、「税を考える週間」行事の一環として税金クイズを実施し、毎年、多くの地域住民の方にクイズに挑戦して頂いています。今年度も、管内のイベントや道の駅での実施を予定しておりますので、ぜひご参加ください。景品も用意しております。



昨年のTAGAWAコールマインフェスティバルの様子

### チャリティー ゴルフ大会

■期 日

平成29年 10月 3日(火)

■場 所

鷹羽ロイヤルカントリークラブ

毎年恒例のチャリティーゴルフ大会を今年度も実施致します。チャリティーの収益金は、田川市郡の社会福祉協議会を通じて地域社会に役立てて頂いています。

また、参加された方々の親睦と異業種交流の場としてご利用頂く意味でも、是非ご参加ください。

(厚生委員長 加納 仁志)



### 事務局からお願い

◆平成29年度  
年会費納付のお願い  
平成29年度年会費の納付がお済みでない方は、左記口座へお振込みください。よろしく、お願い致します。

(公社)田川法人会会長	中畑正人(サカハマサト)	名義	
	普通預金	口座番号	
田川信用	西支店	33203	
福岡銀行	庫後支店	1105011	
伊田支店	藤崎支店	1201446	
伊田支店	伊田支店	763427	
伊田支店	伊田支店	999345	
伊田支店	伊田支店	1018345	
西日本シティ銀行	東田川支店	604967	
伊田支店	伊田支店	953745	

☆口座振替をお願いします。  
※手数料無料  
手続きは事務局まで。

◆法人の名称・所在地・代表者・電話番号等の変更が生じた時は、事務局へご連絡下さい。

事務局  
TEL 45-8005  
FAX 45-8105

事業のお知らせ

### 第22回親と子の映画祭

親と子のふれあいを通じて、児童の健全育成に役立てていただくため、恒例の親と子の映画祭を開催致します。

■日時

平成29年9月24日(日)  
13時30分～15時30分

■上映

「名探偵コナン  
くから紅の恋歌」 最新作

■場所

田川文化センター  
(田川市平松町3-36)

■対象者

小学生と保護者

■入場料 無料

※入場整理券を田川市郡内の金融機関等で配布しています。



田川法人会ホームページ  
(<http://t-houjin.jp/>)  
からもダウンロードできます。

- ・後援 田川市郡教育委員会
- ・お問い合わせ 田川法人会事務局

TEL 45-8005



### 税金〇×クイズ

将来を担う子どもたちに、税に関心を持ってもらうことを目的に、映画上映後に「税金〇×クイズ」を実施します。

参加していただいた子どもたちには、コナングッズ等の景品を準備しています。



昨年の様子



### ペットボトルキャップ・古切手の収集

女性部会では、海外医療協力等に役立てていただくため、ペットボトルキャップと古切手の収集を行っております。

3月24日、リサイクル業者のプラテクノマテリアルさんへ、48、160個のキャップを納入し、途上国の乳児24人分のビタミン欠乏症予防のためのサプリメント購入につながっております。

今後も皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



### 新春特別講演会

3月17日(金) 田川青少年文化ホールにて、田川商工会議所との共催により特別講演会を実施しました。

今回は、落語家 三遊亭小遊三氏をお招きし、「笑う門には福来るく人生をエンジョイする生き方」と題してお話頂きました。

403名の方でいっぱい会場は、終始笑いに包まれていました。





### 女性部会 税務研修会

1月25日(水)、好日庵にて税務研修会と懇親会を開催。

川崎税務署長様には「納税制度施行70年」にあたり、申告納税制度を支えてきたもの、また田川税務署ができてからやはり70年と、とても感慨深くお話をさせていただきました。

「善良にして誠実な納税者」をいかに多く増やしていくかが、税務署の問われる課題であるとお話されました。懇親会では和気藹々と楽しいひとときを過ごしました。

(女性部会長 真鍋 糸)



### 第12回 全国女性フォーラム・鹿児島大会

4月7日(金) 日本の南端、鹿児島に全国から1800名もの女性部会員が集い「輝け女性! その風は南から」の大会キャッチフレーズそのままの熱気に包まれて、全国女性フォーラム鹿児島大会が開催されました。

会場も大変すばらしく、また講演も国際協力銀行 代表取締役の林信光氏がグローバルなお話を楽しくかつ分かりやすくしてください、あつという間に時間が過ぎました。懇親会のお食事もどれも大変おいしくいただきました。あいにくの雨で翌日の観光があまりできなかった事が少し残念でした。

(女性部会長 真鍋 糸)



### 絵はがきコンクール

女性部会では、租税教室を実施した小学6年生を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。

平成28年度は、伊田小、弓削田小、落合小、中元寺小、川崎東小、金田小、伊方小の7校、280名の児童の方に応募して頂きました。

その中から、最優秀賞、優秀賞各1作品、税務署長賞、法人会会長賞、女性部会長賞各2作品を選考し、表彰しました。応募いただいた作品は、市民会館、町役場、たがわ情報センター、田川税務署へ展示しました。



伊田小



中元寺小



金田小



川崎東小

### クリアファイルの配布

女性部会で、「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品を掲載したクリアファイルを、2月8日から13日にかけて、教育委員会を通じて管内の小学6年生へ配布しました。



### 租税教室

今年度の租税教室は、田川市郡の小学校15校で開催致しました。今後も講師のための勉強会や講師の経験を重ね、将来を担う子ども達に税について興味を持ってもらう、納税意識の高揚につながるよう、努めてまいります。



▶中津原小



▶今任小



▶市場小



▶池尻小



▶弁城小



▶猪位金学園



▶後藤寺小



▶金川小

### 大型保障制度推進運動

法人会の大型保障制度は、企業を取り巻くリスクに対し、万が一の時にはその負担を大幅に軽減し、会員企業の存続を図ることを目的とした、会員企業しか入ることのできない保険制度です。企業を取り巻く環境は、一層厳しい方向に変化しているのに対し、何年も前に契約した保険のまま……という会員企業もおられるのではないのでしょうか。

会員企業の自己防衛と福利厚生制度の充実、そして法人会の円滑な運営のために、勉強会も進めてまいりますので、皆様方の更なるご協力をお願い致します。

(厚生委員長 加納 仁志)

法人会女性部会

### いちごプロジェクト



#### —無理なく、無駄なく、快適に—

女性部会では、家庭や職場での節電にご協力いただくため、「いちごプロジェクト」と題した取り組みを実施しています。(「いちご」とは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。)

「親と子の映画祭」では、節電呼びかけツールのうちの配布も行っています。

ご家庭での節電メニューをいくつかご紹介しますので、日頃の節電メニューに加えていただき、さらに効果を高めていただければと思います。

#### 1. 夏が旬の野菜を食べよう!

夏野菜には体温を下げる効果があります。

また、夏に必要なカロチンやビタミンCなどの栄養素が多く含まれています。

#### 2. ジャー炊飯はまとめて炊きしよう!

早朝に1日分まとめて炊き、冷蔵庫や冷凍庫に保存しましょう。

#### 3. 部屋をすっきり片付けよう!

部屋に風が通るように部屋を片付け、温度と湿度を下げましょう。

熱中症に気をつけて!



### 平成29年度 税制改正に関する提言

法人会では「税制改正に関する提言」を作成し、全法連で「平成29年度税制改正に関する提言」として取りまとめ、政府・政党・地方自治体等に提言活動を行いました。

今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。

#### 【主な実現事項】

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例
2. 中小企業投資促進税制
3. 地方のあり方
4. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
5. 取引相場のない株式の評価の見直し
6. 震災復興



## 株式会社 ケンタツ



代表取締役  
西本 良一

平成元年より建設業に携わってまいりました。

この28年間、新築工事・リフォーム工事もしくは公共工事等、たくさんの皆様のお力添えをいただきてこまでくることができました。

また、近年は葬祭業も営んでおります。『建築屋さんが葬儀屋さんも?』と、

ちょっと不思議に思われるかもしれませんが、ご縁をいただいた方々の一つでも多くのお役に立ち、末永くともにありたい、との思いからこのような体制を築いてまいりました。「ケンタツに頼んでよかった。」と言って頂けるよう、これからも日々努力してまいります。



住 所 田川市大字伊田 2 7 3 8 - 2  
T E L 0947-44-2972  
F A X 0947-44-3354  
営業種目 特定建設業・葬祭業  
U R L <http://kentatsu.jp/>

## 特定建設業 株式会社 渡建設 一級建築士事務所



代表取締役  
渡 利明

弊社は、昭和48年に建築・土木建設会社として創業し、主に公共事業を請け負っています。建築では、終の棲家にふさわしい頑丈かつ文化的で快適な和風・洋風の建築からリフォームまでを手がけています。土木では、公共事業を請け負い安全で便利、更に快適な地域づくりに貢献しています。中でも平成21年、上弁城地区での山の法面大崩壊の災害復旧事業を請け負い、技術力と観察力を生かし、早期に完全復旧を成し遂げたことは我社の誇りとなりました。今後とも、宜しく願い致します。

中でも平成21年、上弁城地区での山の法面大崩壊の災害復旧事業を請け負い、技術力と観察力を生かし、早期に完全復旧を成し遂げたことは我社の誇りとなりました。今後とも、宜しく願い致します。



住 所 田川郡福智町弁城 3 8 4 5 - 1  
T E L 0947-22-4659  
F A X 0947-22-6769  
営業種目 総合建築業・カラオケ福智

法人会アンケート調査システムにご登録ください。

登録は全法連HPから  
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

法人会アンケート調査システムとは…?

メールで景況感や法人会活動についての意見を調査し、法人会事業の参考としています。

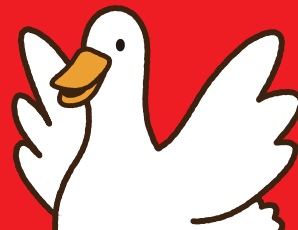
また、調査結果を全法連HPで公開するとともに、マスコミにも提供し、パブリシティの向上に役立てています。



# 新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

## 給与 サポート保険



### 病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで\* 月々の収入をサポートします

\*保険期間が、60歳満期の場合。  
65歳満期もあります。

特長  
1

**病気・ケガで  
働けない場合**を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長  
2

**入院中だけでなく  
所定の在宅療養で  
働けない場合**も保障

特長  
3

**働けない状態が  
続く限り、  
60歳まで保障**します

◎就労困難状態に該当している場合。  
◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

〈引受保険会社〉

# Aflac アフラック

北九州支社 〒802-0005  
北九州市小倉北区堺町1-2-16 十八銀行第一生命共同ビル 8F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0054-1707056 8月4日

転んでも、  
起き上がればいい。  
何度でも。

T&D  
T&D保険グループ

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

**DAIDO** 大同生命

福岡支社 筑豊営業所/福岡県飯塚市新立岩12-7(のがみ第三総合ビル4F A室) TEL 0948-22-0934